

浄化槽保守点検業者の登録に関する条例

昭和60年7月19日
条例第14号

改正 平成7年3月22日条例第5号 平成16年12月21日条例第60号

平成17年3月29日条例第15号 平成24年3月23日条例第21号

浄化槽保守点検業者の登録に関する条例をここに公布する。

浄化槽保守点検業者の登録に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）第48条第1項及び第2項の規定に基づき、浄化槽の保守点検を業とする者の登録に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この条例で使用する用語は、法で使用する用語の例による。

(登録)

第3条 浄化槽の保守点検を行う事業（以下「浄化槽保守点検業」という。）を営もうとする者は、知事の登録を受けなければならない。

2 前項の登録の有効期間は、3年とする。

3 前項の有効期間の満了後引き続き浄化槽保守点検業を営もうとする者は、その有効期間の満了の日（その日が香川県の休日を定める条例（平成元年香川県条例第1号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休日でない日）までに新たに申請して、第1項の登録を受けなければならない。

4 前項の規定による申請があつた場合において、第2項の有効期間の満了の日までにその申請に対する登録又は登録の拒否がなされないときは、従前の登録は、その有効期間の満了後もこれらの処分がなされるまでの間は、なお効力を有する。

5 前項の場合において、新たな登録がなされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

一部改正〔平成17年条例15号〕

(登録の申請)

第4条 前条第1項の登録を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2) 営業所の名称及び所在地

(3) 法人にあっては、その役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）の氏名

(4) 営業区域（浄化槽保守点検業を営む1の市町を単位とする区域をいう。以下同じ。）の数及び当該営業区域に係る市町名

(5) 第11条第1項に規定する浄化槽管理士の氏名、その者が交付を受けている浄化槽管理士免状の交付番号、その者が置かれる営業所の名称及びその者が専任（1の営業区域（第11条第1項第3号ただし書の規定を適用する場合にあっては、2以上の営業区域）のみの浄化槽の保守点検の業務に従事し、他の営業区域の当該業務に従事しないことをいう。以下同じ。）をする営業区域に係る市町名

(6) その他知事が必要と認める事項

2 前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

(1) 申請者が第6条第1項第1号から第6号までのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類

(2) 第11条第2項の規定により営業所に設置した器具の明細を記載した書類

(3) その他規則で定める書類及び図面

一部改正〔平成17年条例15号〕

(登録の実施等)

第5条 知事は、前条第1項の規定による申請書の提出があつたときは、次条第1項の規定により登録を拒否する場合を除き、遅滞なく、前条第1項各号に掲げる事項並びに登録の年月日、番号及び有効期間を浄化槽保守点検業者登録簿に登録しなければならない。

2 知事は、前項の規定により登録したときは、その旨を当該申請者及びその者の営業区域を管轄する市町長に通知しなければならない。

3 知事は、第1項の浄化槽保守点検業者登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。

(登録の拒否等)

第6条 知事は、申請者が次の各号のいずれかに該当する者であるとき、又は申請書若しくはその添付書類のうちに、重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

(1) 法若しくは法に基づく処分又はこの条例若しくはこの条例に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

(2) 第12条第1項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者

(3) 第3条第1項の登録を受けて浄化槽保守点検業を営む者（以下「浄化槽保守点検業者」という。）で法人であるものが第12条第1項の規定によりその登録を取り消された場合において、その取消しの日前30日以内にその法人の役員であった者でその取消しの日から2年を経過しないもの

(4) 第12条第1項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者

(5) 浄化槽保守点検業に係る営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当するもの

(6) 法人でその役員のうちに前各号のいずれかに該当する者があるもの

(7) 第11条第1項及び第2項に規定する要件のいずれかを欠く者

2 知事は、前項の規定により登録を拒否したときは、その理由を示して、その旨を当該申請者に通知しなければならない。

一部改正〔平成17年条例15号・24年21号〕

(変更の登録等)

- 第7条 浄化槽保守点検業者は、新たな営業区域を設けようとするときは、当該営業区域に關し知事の変更の登録を受けなければならない。
- 2 第4条並びに第5条第1項及び第2項の規定は、前項の変更の登録の申請及び実施について準用する。
- 3 知事は、第1項の変更の登録を受けようとする者が前条第1項第1号若しくは第3号から第7号までのいずれかに該当する者であるとき、又は申請書若しくはその添付書類のうちに、重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その変更の登録を拒否しなければならない。
- 4 前条第2項の規定は、前項の規定により変更の登録を拒否した場合に準用する。

一部改正〔平成17年条例15号〕

(変更の届出等)

- 第8条 浄化槽保守点検業者は、第4条第1項各号に掲げる事項に変更があったときは、規則で定めるところにより、その変更の日から30日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。ただし、前条第2項の規定により準用する第4条第1項の規定による申請書の提出があった場合において、その提出のあった日が第4条第1項各号に掲げる事項の変更のあった日から30日以内であるときは、当該申請書に記載された事項については、この限りでない。

- 2 第5条第1項及び第2項の規定は、前項の規定による届出があった場合に準用する。

(廃業の届出等)

- 第9条 浄化槽保守点検業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に掲げる者は、その日（第1号の場合にあっては、その事実を知った日）から30日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

- (1) 死亡した場合 その相続人
- (2) 法人が合併により消滅した場合 その役員であった者
- (3) 法人が破産手続開始の決定により解散した場合 その破産管財人
- (4) 法人が合併及び破産手続開始の決定以外の事由により解散した場合 その清算人
- (5) 浄化槽保守点検業を廃止した場合 浄化槽保守点検業者であった個人又は浄化槽保守点検業者であった法人の役員

- 2 前項（第1号及び第2号を除く。）の規定による届出があったときは、第3条第1項の登録は、その効力を失う。

一部改正〔平成16年条例60号〕

(登録証の交付等)

- 第10条 知事は、第5条第1項（第7条第2項において準用する場合を含む。）の規定により浄化槽保守点検業者の登録をしたときは、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した登録証をその営業所ごとに交付しなければならない。

- (1) 登録の年月日、番号及び有効期間
- (2) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (3) 営業所の名称及び所在地並びに当該営業所に置かれる浄化槽管理士の氏名及びその者が専任をする営業区域
- (4) その他知事が必要と認める事項

- 2 浄化槽保守点検業者は、前項各号に掲げる事項に変更があったときは、速やかに、登録証の書換え交付を受けなければならない。

- 3 浄化槽保守点検業者は、登録証を失し、汚損し、又は破損したときは、速やかに、登録証の再交付を受けなければならない。

- 4 浄化槽保守点検業者は、第14条第1項の規定により登録が抹消されたとき、又は前項の規定により登録証の再交付を受けた後において、失した登録証を発見したときは、直ちに、登録証を知事に返納しなければならない。

- 5 浄化槽保守点検業者は、その営業所ごとに、その見やすい場所に、登録証を掲示しなければならない。

一部改正〔平成17年条例15号〕

(遵守事項)

- 第11条 浄化槽保守点検業者は、県内に営業所を設置し、営業所ごとに次に掲げる要件に該当する浄化槽管理士を置かなければならない。

- (1) 他の浄化槽保守点検業者の浄化槽の保守点検の業務に従事していないこと。
- (2) 他の営業所の浄化槽の保守点検の業務に従事していないこと。
- (3) 営業区域ごとに専任であること。ただし、規則で定める区域にあっては、当該区域内の2以上の営業区域ごとに専任であることを妨げないものとし、当該浄化槽保守点検業者が浄化槽のうちし尿と併せて雑排水を処理する処理対象人員51人以上のものののみの保守点検を業とする者である場合にあっては、県内全域において2以上の営業区域ごとに専任であることを妨げない。

- 2 浄化槽保守点検業者は、規則で定めるところにより、規則で定める器具をその営業所ごとに備えなければならない。

- 3 浄化槽保守点検業者は、前2項の規定のいずれかに抵触する営業所が生じたときは、その日から2週間以内に、当該各項の規定に適合させるために必要な措置を講じなければならない。

- 4 浄化槽保守点検業者は、浄化槽の保守点検を行うときは、これを第1項に規定する浄化槽管理士に行わせ、若しくは実地に監督させ、又は同項に規定する浄化槽管理士である浄化槽保守点検業者が自らこれを行い、若しくは実地に監督しなければならない。

- 5 浄化槽保守点検業者は、委託を受けた浄化槽の保守点検については、これを他人に委託してはならない。ただし、規則で定めるところにより、他の浄化槽保守点検業者に委託することについて浄化槽管理者から浄化槽の保守点検の委託を受けた浄化槽保守点検業者が当該浄化槽管理者の書面による承諾を得ているときは、他の浄化槽保守点検業者に委託することができる。

- 6 浄化槽保守点検業者は、浄化槽管理士にその職務を行わせるとき、又は自ら浄化槽管理士としてその職務を行うときは、規則で定める浄化槽管理士証を携帯させ、又は携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示させ、又は提示しなければならない。

- 7 浄化槽保守点検業者は、規則で定めるところにより、前項の浄化槽管理士証の交付、書換え交付又は再交付を受け、及びこれを返納しなければならない。

- 8 浄化槽保守点検業者は、浄化槽の保守点検を行ったときは、当該浄化槽の浄化槽管理

者に対し、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書面を交付するとともに、その写しを3年間保存しなければならない。

- (1) 浄化槽の設置場所
- (2) 浄化槽の保守点検を行った年月日
- (3) 浄化槽の保守点検を行った浄化槽保守点検業者の氏名又は名称及び住所
- (4) その他規則で定める事項

9 浄化槽保守点検業者は、前項の規定により交付すべき書面を作成するときは、当該浄化槽の保守点検を行い、若しくは実地に監督した浄化槽管理士をして当該書面に署名若しくは記名押印をさせ、又は当該浄化槽の保守点検を行い、若しくは実地に監督した浄化槽管理士である浄化槽保守点検業者が自ら当該書面に署名若しくは記名押印をしなければならない。

10 浄化槽保守点検業者は、浄化槽の保守点検を行った場合において、当該浄化槽の清掃が必要であると認めるときは、速やかに、当該浄化槽の浄化槽管理者及び当該浄化槽管理者から清掃の委託を受けている浄化槽清掃業者に通知しなければならない。

11 浄化槽保守点検業者は、浄化槽管理士に浄化槽の保守点検の業務に関する規則で定める研修を受けさせるよう努めるとともに、自らが浄化槽管理士であるときは、当該研修を受けるように努めなければならない。

12 浄化槽保守点検業者は、規則で定めるところにより、その営業所ごとに帳簿を備え、その業務に関し規則で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

一部改正〔平成17年条例15号〕

(登録の取消し等)

第12条 知事は、浄化槽保守点検業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は6月以内の期間を定めて、その事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- (1) 不正の手段により第3条第1項の登録又は第7条第1項の変更の登録を受けたとき。
- (2) 第6条第1項第1号、第3号又は第5号から第7号までのいずれかに該当することとなつたとき。
- (3) 第7条第1項又は前条第4項、第5項、第8項、第9項若しくは第12項の規定に違反したとき。
- (4) 第8条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- (5) 第15条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- (6) 第15条第2項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して、答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。
- (7) この項の規定による事業の停止の処分に違反したとき。

2 知事は、前項の規定による処分をしたときは、その理由を示して、その旨を当該浄化槽保守点検業者及びその者の営業区域を管轄する市町長に通知しなければならない。

一部改正〔平成17年条例15号〕

(聴聞の特例)

第13条 前条第1項の規定による登録の取消しに係る聴聞を行うに当たっては、その期日の1週間前までに、香川県行政手続条例（平成7年香川県条例第5号）第15条第1項の規定による通知をし、かつ、聴聞の期日及び場所を公示しなければならない。

2 前項の通知を香川県行政手続条例第15条第3項に規定する方法によって行う場合においては、同条第1項の規定により聴聞の期日までにおくべき相当な期間は、2週間を下回ってはならない。

3 前条第1項の規定による登録の取消しに係る聴聞の期日における審理は、公開により行われなければならない。

全部改正〔平成7年条例5号〕、一部改正〔平成17年条例15号〕

(登録の抹消等)

第14条 知事は、浄化槽保守点検業者の登録がその効力を失ったときは、遅滞なく、当該浄化槽保守点検業者の登録を抹消しなければならない。

2 知事は、前項の規定により登録を抹消したときは、その理由を示して、その旨を第9条第1項の規定による届出をした者又は当該浄化槽保守点検業者であった者及びその者の営業区域であった区域を管轄する市町長に通知しなければならない。

(報告の徴収及び立入検査)

第15条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、浄化槽保守点検業者に対し、その業務に関し報告を求めることができる。

2 知事は、この条例を施行するため特に必要があると認めるときは、その職員に、浄化槽保守点検業者の事務所又は営業所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

3 前項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

4 第2項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

一部改正〔平成17年条例15号〕

(手数料)

第16条 次に掲げる者は、香川県使用料、手数料条例（昭和27年香川県条例第2号）の定めるところにより、手数料を納付しなければならない。

- (1) 第3条第1項の登録を受けようとする者
- (2) 第7条第1項の変更の登録を受けようとする者
- (3) 第10条第2項の登録証の書換え交付を受けようとする者
- (4) 第10条第3項の登録証の再交付を受けようとする者

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第18条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第3条第1項又は第7条第1項の規定に違反して登録又は変更の登録を受けないで浄化槽保守点検業を営んだ者
- (2) 不正の手段により第3条第1項の登録又は第7条第1項の変更の登録を受けた者
- (3) 第12条第1項の規定による事業の停止の処分に違反した者

一部改正〔平成17年条例15号〕

- 第19条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。
- (1) 第11条第4項の規定に違反して浄化槽の保守点検を行った者
 - (2) 第11条第5項の規定に違反して浄化槽の保守点検を他人に委託した者
 - (3) 第11条第8項の規定に違反して書面を交付せず、同項各号に掲げる事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載のある書面を交付し、又は書面の写しを保存しなかった者
 - (4) 第11条第9項の規定による署名又は記名押印のない書面を同条第8項の規定により交付すべき者に対し交付した者
 - (5) 第11条第12項の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかった者
 - (6) 第15条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
 - (7) 第15条第2項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

一部改正〔平成17年条例15号〕

第20条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和60年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に浄化槽保守点検業を営んでいる者は、昭和61年3月31日（その者がその日以前に第4条第1項の規定による登録の申請をしたときは、その申請に対する登録又は登録の拒否がなされる日）までの間は、第3条第1項の登録を受けずに、引き続き浄化槽保守点検業を営むことができる。

(香川県使用料、手数料条例の一部改正)

3 香川県使用料、手数料条例の一部を次のように改正する。

別表 第2表 手数料の部 4 登録手数料3の項の次に次の1項を加える。

業 業 者 登 録	登録	1件	23,000円
	変更登録	1件	15,000円
	登録証書換え交付	1件	1,200円
	登録証再交付	1件	1,800円

附 則(平成7年3月22日条例第5号抄)

(施行期日)

第1条 この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成7年8月規則第57号で、同7年10月1日から施行)

附 則(平成16年12月21日条例第60号)

この条例は、平成17年1月1日から施行する。

附 則(平成17年3月29日条例第15号)

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第3条第3項及び第4項並びに第11条第1項第3号の改正規定並びに第15条に1項を加える改正規定は公布の日から、第6条第1項第5号の改正規定は規則で定める日から施行する。

(平成17年3月規則第25号で、同17年4月1日から施行)

(経過措置)

2 改正後の第11条第5項の規定は、この条例の施行前に委託を受けた浄化槽の保守点検であって、この条例の施行の日以後に行う浄化槽の保守点検についても、適用する。

3 改正後の第11条第8項及び第9項の規定は、この条例の施行の日以後に行う浄化槽の保守点検について適用する。

4 この条例の施行前に改正前の第13条第2項の規定による通知（改正前の第12条第1項の規定による事業の停止の処分に係る聴聞に係るものに限る。）がされている場合における当該通知に係る不利益処分の手続に関しては、改正後の第13条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成24年3月23日条例第21号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。